

平成28年度兵庫県認証食品認知度向上事業に係る業務委託業者選定要項

平成28年 4月 8日

平成28年度兵庫県認証食品認知度向上事業に係る業務委託業者の募集及び選定にあたっての業務提案競技を次のとおり実施する。

1 提案競技の概要

(1) 業務の概要

別添「兵庫県認証食品認知度向上事業に係る業務委託仕様書」のとおり

(2) 業務期間

契約締結日から平成29年3月31日まで

(3) 予算額

業務料の上限は、6,300,000円（消費税込み）

2 主催者及び事務局

(1) 主催者 ひょうごの美味し風土拡大協議会

(2) 事務局 兵庫県農政環境部農政企画局消費流通課ブランド戦略班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1

電話 (078) 362-9213 (直通) FAX (078) 362-4276

E-mail:youko_enomoto@pref.hyogo.lg.jp

3 参加資格

本案件に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。

(2) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にないこと。

(5) 提出した提案書が適正であること。

4 スケジュール

(1) 募集開始 平成28年 4月 8日（金）

(2) 質問事項の締切 4月14日（木）午後5時必着（※）

(3) 質問事項への回答 4月18日（月）当協議会ホームページに掲載

(4) 応募書類提出期限 4月25日（月）午後5時必着

(5) 審査会 5月 9日（月）書面及びプレゼンテーションによる審査

(6) 結果通知予定日 5月10日（火）

(7) 委託契約の締結予定日 上記通知後すみやかに行う

※応募に関する質問はメールで受け付け、質問への回答は、ひょうごの美味し風土拡大協議会ホームページに随時掲載します。

5 応募方法

(1) 提案書類

	提出書類	様式	提出部数
1	提案競技参加申請書	様式 1	1 部
2	業務実績	様式 2	8 部
3	業務提案書	任意様式 (A4両面) ※各業務の具体的な実施提案や実施体制について記載願います。	8 部
4	見積書	任意様式 (A4)	1 部

(2) 提案書類の提出

ア 提出方法 事務局宛てに持参又は郵送（書留）とする。

イ 提出期間 平成28年4月15日（金）から同年4月25日（月）（土・日曜日、祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

6 契約候補者の選定方法

(1) 審査会の設置

契約候補者選定のため、本協議会会員からなる審査会を設置する。

(2) 提案競技の方法

書面及びプレゼンテーションにより実施する。

(3) 審査項目

提案書については概ね次の審査項目により評価・審査する。

①実現性、②妥当性、③独自性、④経済性

7 契約方法

契約候補者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に主催者が予算額の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

8 その他

(1) 提出書類の作成に要する費用は参加者の負担とし、提出書類は返却しない。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

(4) 著作権は、それぞれの提案者に帰属する。

(5) 提案者は、本提案競技の実施に必要な場合、提出書類等を主催者が利用することを許諾することとします。（複製の作成を含む。）

(6) 契約候補者は、その後の業務の遂行に必要な場合、提出書類等を主催者が利用することを許諾する（複製の作成を含む）。

(7) 業務委託契約については、提案書等の内容を審査し、総合的に最も優れた提案者を契約候補者とし、所定の手続きを経て主催者と随意契約を行う。

(8) 契約の際には選定委員の意見を参考に具体的な委託内容について調整する場合がある。